

**健康食品を勧める悪質な電話勧誘にご注意！**

健康に対する消費者の関心や不安につけ込む、悪質な勧誘が跡を絶ちません。電話で、根拠のない効能を告げられたり、高額な健康食品を購入させられる被害が発生しています。

消費者庁が紹介している「トラブルに遭わないために注意すべきポイント」を参考にしましょう。

**トラブルに遭わないために注意すべき6つのポイント！****(1) 突然の勧誘電話にご用心！長話は禁物**

親しげに健康の話題や世間話などで関心を引こうとします。長話は禁物です。

**(2) 遠慮は無用。断るときは、はっきりと。**

断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。不要なときははっきりと断りましょう。なお勧誘を続ける時は、思い切って電話を切りましょう。

**(3) 「試供品」に油断しないで！**

悪質な業者は、試供品の購入をきっかけに、高額な商品売りつけようとします。たとえ試供品が無料であっても、必要がなければ、勧誘を断りましょう。

**(4) 医薬品的な「効能」をうたう健康食品にご注意を！**

錠剤やカプセルなど、医薬品のように見えても、健康食品はあくまで「食品」です。病気の治療や予防などの効能をうたうことは、法律で禁止されています。

**(5) 断りきれず購入してしまったら・・・**

届いた健康食品は開封しないようにしましょう。8日間以内なら、クーリング・オフ（契約解除）が可能です。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合があります。

**(6) 家族や地域、友人とのつながりをいかし、お声掛けと心配りを！**

健康に不安を感じる高齢者が被害に遭うケースが増えています。日頃から地域や友人との交流が大切です。何かかわったことはありませんか？

おかしいと思った時は、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。

大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

**・消費生活相談専用電話：6614 - 0999**

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

・メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

・面 談：大阪市消費者センター（ 予約不要）

その他の面談場所（ 要予約 6614 - 0999 ）

・天王寺サービスカウンター

・市民相談室(市役所1階)

・クレオ大阪各館

[北部館・西部館・南部館・東部館・中央館]

遠出の困難な高齢者の方などを対象に、相談内容に応じて、クレオ大阪各館で面談ができるようになりました。



メインキャラクター / エルちゃん